

木地区等における

「字の区域及び名称の変更」に伴う変更手続きQ & A

令和5年9月

町名・地番変更後、皆様方には住所変更手続きが必要になる場合があります。そこで、よくある問い合わせとその回答をご紹介します。このほかに、「住所変更手続きの手引き」も合わせてご覧ください。

変更手続きは、9月30日以降に行ってください。

目次

1	変更手続き関係	1
2	証明書関係	1～3
3	住民票、本籍、住民登録関係等	3～4
4	郵便物・無料はがき、郵便局等関係	4～6
5	運転免許証・パスポート関係	6
6	公共サービス関係	7
7	年金・健康保険関係	7
8	不動産(土地・家屋)登記の所有者住所変更関係	7～9
9	法人関係	9～10
10	学校・勤務先関係	10
11	金融機関、保険、携帯電話等関係	10～11
12	車検証関係	11
13	税関係	11～12
14	その他	12

1 変更手続き関係

Q 1 変更で、何が変わるのか？

A 1 今回の変更によって「町名」「地番」が変更となり、住所や本籍、法人等の所在地、土地・建物の表示が変更となります。

※詳細は、「住所変更手続きの手引き」の2頁をご参照願います。

Q 2 町名地番の変更に伴い、どのような手続きが必要ですか？

A 2 市役所などが住所の書き換えを行うものと、皆様方ご自身に手続きを行っていただくものがあります。「住所変更手続きの手引き」の3頁以降に主な変更手続きについて記載してありますのでご参照願います。

Q 3 いつから、いつまでの間に手続きをするのか？

A 3 令和5年9月30日から手続きをお願いします。手続き期限については、「住所変更手続きの手引き」の5頁以降に変更期限について記載してありますのでご参照願います。

※変更日以前には、手続きできません。

Q 4 急ぎ手続きが必要なものはありますか？

A 4 本人確認書類として使用しているものは、早めに手続きをお願いします。

Q 5 変更対象区域に居住していないが、土地及びアパートを所有している。変更手続きは必要か？変更に伴う書類は届かないのか？

A 5 特に手続きするものではありません。変更対象区域に、住民登録をされていない方には、住所変更通知書等の関係書類は、配付しておりません。なお、ご自身の所有している土地の新しい町名、地番については、令和5年6月23日付けで、千葉県(流山区画整理事務所)から送付されました換地処分通知に記載してありますので、ご確認ください。(換地処分通知についての問い合わせは、流山区画整理事務所木地区換地課 TEL 7 1 5 0 - 4 5 0 1)

2 証明書関係

Q 6 住所変更通知書と住所変更証明書の違いは？

A 6 住所変更通知書は、新しい住所を世帯主にお知らせする文書で、証明書には使用できません。

住所変更証明書は、変更前・後の住所が記載しており、住所が変更になったことを証明するもので、変更手続きに添付していただくものです。住所変更証明書は、1人10枚配付しております。

Q 7 住所変更証明書の有効期限は？

A 7 市では、有効期限を定めておりませんが、提出先によっては有効期限を定めている場合があると思いますので、ご確認ください。

Q 8 住所変更証明書が10通配付されたが、不足した場合は？

A 8 不足された場合は、10月2日以降、市役所総務課、南流山出張所にて無料で発行します。

(注1 南流山出張所以外の各出張所では、発行していません。)

(注2 法人等用の所在地変更証明書は、総務課のみで発行します。)

Q 9 住所変更証明書を本人以外の者が、交付申請することが可能か？

A 9 可能です。(必要な方の氏名、旧新住所を記載することができる方)

Q 10 住所変更証明書は、いつまで無料で発行するのか？

A 10 期限はありません。

Q 11 住所変更証明書は、郵送で申請できますか？

A 11 できます。次の要領で申請してください。

(1) 申請書(流山市のホームページから)

流山市ホームページ(トップ頁)の広報ID検索に「1001899」を入力すると、申請用紙がありますので、ダウンロードし、必要事項を記入して、申請書と返信用封筒(住所、氏名を記載し、切手を貼ってください。)を同封して郵送先へ郵送願います。

(2) 任意様式での申請

任意様式に「申請者の住所、氏名、電話番号」「変更前、変更後の住所」「証明が必要な方の氏名」「必要枚数」を記入し、任意様式と返信用封筒(上記(1)と同様)を同封して郵送先へ郵送願います。

(3) 郵送先 〒270-0192

流山市平和台1丁目1番地の1

流山市役所 総務部総務課 庶務係宛

Q 12 住所変更証明書等の関係書類が配付されていないが？

A 12 関係書類は、変更対象区域に住民登録されている方及び事業主等に9月11日から配付します。

Q 13 単身赴任の夫の住所変更証明書が届いていない？住民登録は他市です。

A 13 住民登録(住民基本台帳に登録)されている方に住所変更証明書を発行しており、登録されていない方には発行されません。

Q 1 4 本籍の変更に関する書類が配付されていないが？

A 1 4 本籍変更通知書を9月30日以降、市民課から戸籍の代表者(筆頭者等)に郵送いたします。本籍変更証明書が必要な方は、10月2日以降、市役所市民課、各出張所にて無料で発行します。
※住所変更手続きの手引きの1頁「本籍変更通知書」、3頁(注1)「戸籍について」、9頁「本籍変更証明書の発行について」をご参照願います。

3 住民票、本籍、住民登録関係等

Q 1 5 住所、本籍の表示は、どうなるのか？

A 1 5 住所は、木一丁目●●番地の●、本籍は、木一丁目●●番地●と表示されます。

※詳細は、「住所変更手続きの手引き」の2頁をご参照願います。

Q 1 6 住民票の変更手続きは必要ですか？

A 1 6 市で住民票の住所の書き換えを行いますので、ご本人が手続きをする必要はありません。

Q 1 7 本籍の変更手続きは必要ですか？

A 1 7 市で本籍地の書き換えを行い、本籍変更通知書を変更日(9月30日)以降、市民課から郵送します。ただし、換地処分後の地番が特定できない場合は、市では本籍地番の変更ができません。変更をご希望の場合は、換地処分後に届出が必要です。対象戸籍の筆頭者等には、変更日(9月30日)以降、市民課から通知します。
【市民課(TEL7150-6075)】

Q 1 8 本籍地が、流山市以外にある場合に手続きは必要ですか？

A 1 8 流山市から本籍がある各市等へ住所の変更を通知しますので、ご本人が手続きをする必要はありません。

Q 1 9 自分が所有するアパートの新住所を知りたいのですが？

A 1 9 市民課(TEL7150-6075)又は総務課(TEL7150-6067)にお問い合わせくださるか、ホームページに、令和5年7月31日現在の「集合住宅旧新住所対照表」(確定版ではありません)を掲載(9月11日から10月中旬頃)してありますので、確認願います。確定版は、令和5年10月中旬頃に掲載する予定の「旧新・新旧住所対照表」で確認願います。

※流山市のホームページトップページ

広報 I D 検索

I D	1037257
-----	---------

Q 2 0 住民登録関係「マイナンバー（個人番号）カード等」で、自分で手続きが必要なものはありますか？

A 2 0 マイナンバー（個人番号）カード、住民基本台帳カード（写真付き）、署名用電子証明書、在留カード、特別永住者証明書の住所変更の手続きをお願いします。届出先、必要書類等は、「住所変更手続きの手引き」の6頁をご参照願います。

Q 2 1 マイナンバーカードの変更手続きについて、子どものカードも必ず本人が手続きをしなければいけないのか？

A 2 1 手続きは必要です。同一世帯員であれば、代理で手続きができます。

Q 2 2 カード等の住所変更は、代理人でも手続きはできますか？

A 2 2 代理人が手続きをする場合は、市民課(TEL 7 1 5 0 - 6 0 7 5)へお問い合わせください。

Q 2 3 街区番号は分かるが、新町名・新地番がわからない。

A 2 3 令和5年6月23日付けで、千葉県から換地処分通知が送られており、そちらに新しい町名、地番が記載されておりますので、ご確認願います。不明の場合は、流山区画整理事務所木地区換地課（TEL 7 1 5 0 - 4 5 0 1）へお問い合わせください。

Q 2 4 住所旧新・新旧対照表は、ホームページに掲載するのか？

A 2 4 令和5年10月中旬頃に流山市のホームページに掲載する予定です。住所旧新・新旧対照表は、令和5年9月29日現在、変更対象区域に住民登録されている方の住所の対照表（個人情報を除く。）で、「旧新住所対照表は、旧町名別の旧番地順」「新旧住所対照表は、新町名(丁目)別の新番地順」に編成されています。

※流山市のホームページトップページ

広報ID検索

ID	1037257
----	---------

Q 2 5 コンビニ交付サービスを変更後、すぐに利用できますか。

A 2 5 今回の町名変更に伴い、住民記録システムの改修作業を行うため、コンビニ交付サービスは、9月30日(土)から10月1日(日)まで、ご利用いただくことができません。

4 郵便物・無料はがき、郵便局等関係

Q 2 6 郵便配達に係ることで、郵便局に手続きが必要ですか？

A 2 6 手続きは、必要ありません。

Q 2 7 住所変更後、旧住所で、いつ頃まで配達されますか？

A 2 7 郵便局では、概ね1年間、旧住所のままでも配達(可能な限りでの配達)すると聞いております。早めに新しい住所、郵便番号をご親戚、お知り合い等に無料「はがき」でお知らせすることをお勧めします。

Q 2 8 住所変更日前に新住所で配達されますか？

A 2 8 新しい住所で郵便物が届くのは、変更日(令和5年9月30日)以降になります。

Q 2 9 郵便番号はどうなるのですか？

A 2 9 郵便番号は、次のとおりです。

木一丁目～木三丁目 〒270-0162

南流山9丁目、南流山10丁目 〒270-0163

Q 3 0 知人、取引先等に新しい住所を知らせたいが？

A 3 0 郵便局から「住所変更のお知らせ用はがき」を世帯・法人に各50枚(上限)が提供されますので、お使いください。

※「住所変更お知らせ用はがき」の記載例等は、「住所変更手続きの手引き」の17頁を参照願います。

Q 3 1 「郵便物等不在連絡票」が届いた場合等で、新住所がわかる身分証明等がなくても郵便局で荷物を受け取れますか？

A 3 1 郵便局には、旧新・新旧住所対照表を提供しておりますので、新旧どちらでも可能です。

Q 3 2 郵便貯金・保険などの手続きは必要ですか？

A 3 2 貯金、保険等は、他の金融機関等と同様、ご自身で住所変更手続きをお願いします。

Q 3 3 宅配便等の配達が届かない。業者が新しい町名、地番を知らないのでは？

A 3 3 流山市のホームページに「木地区等の新町名・新地番図」が掲載してあります。なお、新町名・地番図が必要な方には、総務課で配付します。

※流山市のホームページトップページ

広報ID検索

ID	1037257
----	---------

Q 3 4 変更前に都内から転居した。転居前の郵便局に、郵便物を転居先に転送するよう届出をしている。変更後、郵送物は届きますか？

A 3 4 郵便局では、概ね1年間、旧住所のままでも配達(可能な限りで

の配達)すると聞いております。早めに新しい住所、郵便番号をご親戚、お知り合い等に無料「はがき」でお知らせすることをお勧めします。

5 運転免許証・パスポート関係

Q 3 5 運転免許証は、どこで「記載事項の変更」をするのですか？必要書類は？

A 3 5 流山運転免許センターで住所及び本籍変更手続きができます。必要書類は、運転免許証、住所変更証明書です。(本籍変更がある場合は、本籍変更通知書又は本籍変更証明書)

【流山運転免許センター (TEL 7 1 4 7 - 2 0 0 0)】

※流山運転免許センターの場所等は、「住所変更手続きの手引き」の5頁、20頁をご参照願います。

Q 3 6 世帯主や家族の者が、家族分の運転免許証の住所、本籍の変更をまとめて行うことは可能ですか？

A 3 6 住所変更の場合は、それぞれの住所変更証明書と運転免許証及び委任状をお持ちいただければ、代理の方でも申請できます。

本籍変更の場合は、本籍変更通知書又は本籍変更証明書、運転免許証(住所が千葉県内の方に限ります。)及び委任状をお持ちいただければ、代理の方でも申請できます。

※同居の家族の方に限り、世帯全員の住民票をお持ちいただければ、委任状の必要はありません。(本籍変更の場合は本籍の記載がある住民票が必要です。)

※委任状については、千葉県警察ホームページをご参照ください。

※運転免許証が手元がないことで、「免許不携帯」とならないようにご注意願います。(R5.10.13 修正)

Q 3 7 運転免許証を返納して、運転経歴証明書を持っていますが、住所変更は、どうすればいいですか？

A 3 7 運転経歴証明書も運転免許証と同様に流山運転免許センターで住所変更の手続きをしてください。

「住所変更手続きの手引き」の5頁、20頁をご参照願います。

Q 3 8 パスポートの住所変更の申請が必要ですか？

A 3 8 手続きの必要はありません。

※パスポートの最終ページに住所を記入されている方は、9月30日以降ご自身で二重線を引き、余白部分に新住所を記入し

てください。ただし、修正液は使用しないようご注意ください。

6 公共サービス関係

Q 3 9 上下水道、NHK、NTT（固定電話）、都市ガスへの住所変更手続きは？

A 3 9 特に手続きは、不要と思われませんが、変更後、半年以上経過しても旧住所で郵便物等が発送される場合は、各公共サービス機関等へお問い合わせし、対応してください。

Q 4 0 電力会社への住所変更手続きは、必要ですか？

A 4 0 ご契約している電力会社にお問い合わせのうえ、必要な手続きをお願いします。

7 年金・健康保険関係

Q 4 1 年金受給者で手続きが必要なものはありますか？

A 4 1 国民年金・厚生年金を受給している方は原則必要ありません。
(ただし、基礎年金番号とマイナンバーが結びついていない方を除きます。「住所変更手続きの手引き」の7頁をご参照願います。)
共済年金を受給している方は、各共済組合にお問い合わせください。

Q 4 2 企業年金は、自分で住所変更手続きを行うのですか？

A 4 2 公的年金以外の年金については、企業年金等それぞれ所管する事務所にご確認ください。

Q 4 3 国民健康保険被保険者証などの保険証は、このまま(有効期限まで)使用できますか？

A 4 3 新しい住所に書き換えた証書等が市役所から送付されるものと、有効期限まで使用できる証書等(期限後、新しい証書等が送付されます。)があります。「住所変更手続きの手引き」の4頁に送付等について記載してありますのでご参照願います。

Q 4 4 会社の健康保険の手続きは？

A 4 4 お手数ですが、ご自身で手続きをお願いします。

8 不動産（土地・家屋）登記の所有者住所変更関係

Q 4 5 変更対象区域に居住し、不動産を所有していますが、どのような手続きが必要ですか？

A 4 5 所有権登記名義人(所有者)の住所変更登記手続きが必要です。

Q 4 6 不動産登記の所有者の住所変更登記手続きは、誰が、どこで行うのですか？

A 4 6 所有者の住所を法務局が職権で書き替えることができませんので、所有者が自ら住所変更手続きをする必要があります。変更手続きは、所有権登記名義人(所有者)が、申請書を作成して法務局に申請していただきます。詳細は、「住所変更手続きの手引き」の10頁をご参照願います。

松戸市、流山市の土地・建物等を所有している方は、千葉地方法務局松戸支局(TEL047-363-6278)で行ってください。(両市以外に土地・建物等を所有している方は、管轄している各法務局で手続きをしてください。)

※なお、登記申請書の作成に関する手続案内は、事前予約制となっておりますので、あらかじめ電話等で予約願います。

Q 4 7 不動産登記の所有者の住所変更登記は、直ちに手続きを行う必要がありますか？

A 4 7 手続きに期限はありませんが、お早めに変更手続きをしてください。

Q 4 8 手続きの費用は？

A 4 8 手続き費用は無料です。(司法書士等資格者代理人に依頼すると費用がかかります。)

ケースによっては、登録免許税が必要となる場合があります。

Q 4 9 登記申請書の不動産番号が分からないのですが？

A 4 9 無記入でも結構です。ただし、不動産番号を記入しない場合は、土地については「所在、地番、地目及び地積」、建物については、「所在、建物の名称(ただし、該当名称がある場合に限られる。)、家屋番号、種類、構造及び床面積」を記入してください。

Q 5 0 登記申請書には、実印が必要ですか？

A 5 0 認印で手続きができます。

Q 5 1 登記名義人の住所変更は、郵送でも可能か？

A 5 1 可能です。申請書に必要な事項(住所変更手続きの手引き10～15頁をご参照願います。)記入し、住所変更証明書を添付し、封筒の表面に「不動産登記申請書在中」と記載し、簡易書留郵便又はレターパックプラスにより送付してください。

※登記完了後に発行される登記完了証の返送をご希望の場合は、簡易書留分の郵便切手を貼付した返信用封筒又はレターパックプラスを同封してください。

Q 5 2 木地区以外(市内及び他市等)に土地・建物を所有しているが、手続きは必要ですか？

A 5 2 土地・建物等不動産所有者の住所変更登記手続きが必要です。流山市、松戸市以外の場合、土地・建物を管轄している各法務局で手続きをしてください。

※なお、登記申請書の作成に関する手続案内は、事前予約制となっておりますので、あらかじめ電話でお問い合わせください。

Q 5 3 土地・建物に関する登記事務の停止の期間は？また、停止期間中の登記事項証明書等の交付は？

A 5 3 木地区一体型特定土地区画整理事業区域の土地・建物に関する登記事務が換地処分後3～4か月程度停止されます。この期間は、一般の登記手続きや登記事項証明書、地図・図面に関する証明書交付事務が停止されます。

※詳細は、「住所変更手続きの手引き」の10頁をご覧ください。

9 法人関係

Q 5 4 会社等の登記されている本店所在地を変更する場合の手続きの費用は？

A 5 4 手続き費用は無料です。(司法書士等資格者代理人に依頼すると費用がかかります。)

なお、登録免許税もかかりませんが、ケースによっては、必要となる場合があります。

Q 5 5 変更に伴い、会社のゴム印、封筒、看板等を作り直すようになるが、市から補助は出ますか？

A 5 5 申し訳ございませんが、補助はございません。

Q 5 6 本店の所在地の変更登記及び代表者等の住所変更登記の届出は、郵送でも可能ですか？

A 5 6 郵送でも可能です。本店の所在地を所管する法務局に郵送願います。

※なお、登記申請書の作成に関する手続案内は、事前予約制となっておりますので、あらかじめ電話でお問い合わせください。

※詳細は、「住所変更手続きの手引き」の8頁をご覧ください。

千葉県内に本店がある場合は、
〒260-8518 千葉市中央区中央港1丁目11番3号
千葉地方法務局（電話：043-302-1315）です。

Q 5 7 支店の所在地が変更になった場合の手続きは？

A 5 7 本店の所在地を管轄する法務局で、支店の所在地の変更手続きをしてください。

※詳細は、「住所変更手続きの手引き」の8頁をご覧ください。

1 0 学校・勤務先関係

Q 5 8 小・中学校の通学区域は、変更になりますか？

A 5 8 今回の町名変更に伴う変更はありません。

Q 5 9 通学している小・中学校への届出は必要ですか？

A 5 9 市内小中学校に通学されている方は、必要ありません。市外の学校や私立の学校に通学している方は、学校に手続きをご確認ください。

Q 6 0 市内の保育所（園）に通所している園児の届出は必要ですか？

A 6 0 必要ありません。

Q 6 1 私立の幼稚園、高校、大学等に通園・通学している方の、届出は必要ですか？

A 6 1 通園・通学している幼稚園、学校等に手続きをご確認ください。

Q 6 2 勤務先には、どのような手続きが必要ですか？

A 6 2 お手数ですが、勤務先にご確認ください。

Q 6 3 南流山小学校、南流山中学校、サンコーテクノプラザ南流山地域図書館、サンコーテクノプラザ南流山児童センターの新しい所在地は？

A 6 3 南流山小学校:南流山9丁目8番地の8
南流山中学校:南流山10丁目2番地の3
サンコーテクノプラザ
南流山地域図書館:南流山10丁目2番地の1
サンコーテクノプラザ
南流山児童センター:南流山10丁目2番地の1

1 1 金融機関、保険、携帯電話等関係

Q 6 4 銀行等への手続きは、必要ですか？

A 6 4 変更手続きが必要となります。必要な変更手続きについて、金

融機関にご確認ください。

Q 6 5 同じ銀行に、家族の口座がある場合、同居家族の住所変更手続きを世帯主等が代わりに行うことは可能か？

A 6 5 お手数ですが、ご契約されている金融機関にご確認ください。

Q 6 6 生命保険、傷害保険、損害保険、自動車保険等の手続きは、必要ですか？

A 6 6 変更手続きが必要と思われるので、お手数ですが保険会社へご確認ください。

Q 6 7 携帯電話、インターネットプロバイダー、カード、各種会員証等への変更手続きは必要ですか？

A 6 7 変更手続きが必要と思われるので、お手数ですが契約している会社に問い合わせるか、各社のホームページ等で手続き等をご確認ください。

1 2 車検証関係

Q 6 8 自動車検査証（車検）等の住所変更手続きは必要ですか？

A 6 8 住所変更手続きが必要になります。OCR申請書（届出先にあります。）、住所変更証明書、自動車検査証を持参し申請してください。

Q 6 9 自動車検査証の住所変更は無料ですか？

A 6 9 ご自身で申請書に記載して申請を行えば無料ですが、行政書士などに代書を依頼しますと有料となります。

1 3 税関係

Q 7 0 住宅借入金等特別控除証明書が数年分手元にあるが、住所の訂正はどうすればよいか？

A 7 0 勤務先に、市が発行する住所変更証明書を提出していただければ、現在お持ちの住宅借入金等特別控除証明書を修正することなく提出していただいて構いません。

直接税務署に、住宅借入金等特別控除証明書を提出される方の住所の変更は不要です。ご不明な点がございましたら、松戸税務署（047-363-1171）へお問い合わせください。

Q 7 1 軽自動車税の納税証明書は？

A 7 1 令和5年から三輪以上の軽自動車に限り継続検査窓口での納税

証明書の提示が原則不要になっています。なお、納税証明書に住所欄はありませんので、車検のある二輪車をお持ちの方など、納税証明書が必要な場合はそのままお使いください。

Q 7 2 他市に土地や建物を所有しているが、固定資産税の納税通知書が、新しい住所に届きますか？

A 7 2 土地、建物の所在地の市町村に連絡し、必要な手続き等を問い合わせしてください。

1 4 その他

Q 7 3 ごみの収集は、変わりますか？

A 7 3 変更日から令和6年3月31日(日)までは、ごみ収集日の変更はありません。ただし、令和6年4月1日(月)から「南流山10丁目」となる一部地域の有害危険ごみの収集日が、第一、第三月曜日から第二、第四木曜日へ変更となる予定です。(それ以外のごみの収集日は、変更ありません。)

なお、「木一丁目」「木二丁目」「木三丁目」「南流山9丁目」となる地域のごみ収集日の変更はありません。

【クリーンセンター(TEL 7 1 5 7 - 7 4 1 1)】

Q 7 4 変更の手続きの問い合わせは、どこの部署にすればいいのか？

A 7 4 「住所変更手続きの手引き」をご覧くださいまして、所管する部署にお問い合わせ願います。手引きでも分からない場合は、総務課(TEL 7 1 5 0 - 6 0 6 7)にご相談ください。